

名古屋市ひとり親家庭等生活支援事業実施要綱

(趣旨)

第 1条 この要綱は、ひとり親家庭等であつて、疾病等により一時的に生活援助などが必要な家庭、生活環境の激変により日常生活を営むのに支障がある家庭及び就業上の理由で親等の帰宅が遅くなる乳幼児又は小学校に就学する児童のいる家庭に対して、それらの生活の安定を図るために家庭生活支援員の派遣などを行う生活支援事業（以下「事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第 2条 事業の実施主体は、名古屋市とする。ただし、第 9条、第11条、第12条及び第13条第 2項の規定を除き、事業の一部を、名古屋市長の登録を受けた事業者（以下「事業者」という。）に委託するものとする。

2 前項の登録の手続きは、別に定める。

(用語の定義)

第 3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところとする。

- (1) 母子世帯とは、名古屋市ひとり親家庭手当条例（平成18年名古屋市条例第16号）第 4条第 1項中「児童」とあるのを「20歳未満の者」と読み替えた場合に同項各号に掲げる要件のいずれかに該当する者（ただし、同条第 2項各号に該当する場合を除く。以下「児童」という。）及びその母（本市の区域内に住所を有する者に限る。）の属する世帯をいう。
- (2) 父子世帯とは、児童及びその父（本市の区域内に住所を有する者に限る。）の属する世帯をいう。
- (3) 養育者世帯とは、父母に監護されていない児童及び当該児童を養育する者（本市の区域内に住所を有する者に限る。）の属する世帯をいう。
- (4) ひとり親家庭とは、母子世帯、父子世帯及び養育者世帯をいう。
- (5) 寡婦世帯とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第 129号。以下「法」という。）第 6条第 4項に規定する寡婦（本市の区域内に住所を有する者に限る。）の属する世帯をいう。
- (6) 寡夫世帯とは、配偶者のない男子（法第 6条第 2項に規定する配偶者のない男子をいう。）であつて、かつて配偶者のない男子として民法（明治29年法律第89号）第877条の規定により児童（法第 6条第 3項に規定する児童をいう。）を扶養していたことのある者（本市の区域内に住所を有する者に限る。）の属する世帯をいう。

(事業の対象者)

第 4条 事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する世帯とする。

- (1) 次の表の左欄に掲げる者で構成される世帯のうち、同表右欄に掲げる者の疾病等の理由により、生活援助又は子育て支援（以下「生活援助等」という。）が必要であると市長が認める世帯

児童及びその母若しくは父又はその養育者（以下「ひとり親家庭の母等」	当該児童及びひとり親家庭の母等
-----------------------------------	-----------------

という。)	
児童、ひとり親家庭の母等及び当該児童の祖父母	当該児童の祖父母
寡婦	当該寡婦
寡夫	当該寡夫
寡婦及び当該寡婦の父母	当該寡婦の父母
寡夫及び当該寡夫の父母	当該寡夫の父母
離婚調停中など、離婚前の困難を抱える母又は父及びその児童	当該母又は父及びその児童
離婚調停中など、離婚前の困難を抱える母又は父及び児童並びにその祖父母	当該児童の祖父母

- (2) ひとり親家庭となつて 3年以内であり、かつ、生活援助等が必要であると市長が認める世帯
- (3) 乳幼児又は小学校に就学する児童のいるひとり親家庭（離婚調停中など、離婚前の困難を抱える母又は父を含む。）であり当該ひとり親家庭の母等が就業上の理由で帰宅が遅くなる世帯（所定内労働時間の就業を除く。）であつて、親族の支援を受けることが困難である場合など、生活援助等が必要であると市長が認める世帯。
- 2 前項の規定にかかわらず、前項第 1号の表の左欄に掲げる者が、次の各号のいずれかに該当するときは、事業の対象外とする。ただし、第 3号については、子育て支援の場合に限る。
- (1) 本市内に住所を有しないとき。
- (2) 感染症又は悪質の疾患を有するとき。
- (3) 預かる児童が疾病にかかっているとき。
- (4) 過去に前日又は当日の利用取下げを繰り返して行っており、事業の実施に支障をきたすおそれがあるとき。
- (5) その他生活援助等を実施することが不適當であると認めるとき。

（サービスの種類及び内容）

第 5条 事業において実施するサービスの種類及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 家庭生活支援員が行う以下の生活援助

ア 身体介護に関すること。

- (ア) 食事の介護
- (イ) 排泄の介護
- (ウ) 衣類着脱の介護
- (エ) 入浴の介護
- (オ) 身体清拭、洗髪
- (カ) 通院等の介助
- (キ) その他必要な身体介護

イ 家事等に関すること。

- (ア) 調理
- (イ) 衣類の洗濯、補修
- (カ) 居室等の掃除、整理整頓

- (エ) 生活必需品の買物
 - (オ) 乳幼児及び小学校に就学中の児童の保育
 - (カ) その他必要な家事
- (2) 家庭生活支援員が行う以下の子育て支援
乳幼児の保育、児童の生活指導及びこれに附随する便宜

(事業の実施場所)

第 6条 この事業の実施場所は、次のとおりとする。

- (1) 生活援助 原則として利用者の居宅
- (2) 子育て支援 原則として名古屋市長の指定する認可外保育施設

(申込)

第 7条 事業の利用を希望するひとり親家庭の母等及び寡婦並びに寡夫は、ひとり親家庭等生活支援事業利用申込書（第 1号様式）により、居住する住所地を管轄する区の社会福祉事務所に申し込むものとする。ただし、離婚調停中など、離婚前の困難を抱える母又は父については、名古屋市ひとり親家庭等生活支援事業 離婚成立前の支援にかかる申込書（第 1号様式の2）を併せて提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、社会福祉事務所長が緊急に事業を利用しなければならないと認める場合には、前項の手続きは要しないものとする。ただし、この場合においては利用決定後速やかに前項の手続きを行うものとする。

(審査)

第 8条 社会福祉事務所長は、前条の申込書を受理した場合においては、ひとり親家庭等生活支援事業受付簿（第 2号様式）に登載するとともに、状況調査書（第 3号様式）により事業の利用の要否を調査し、利用が必要と認めた場合は、利用期間、利用回数、利用時間数及びサービス内容を決定するものとする。

(利用の決定)

第 9条 社会福祉事務所長は、前条により事業の利用を決定した場合は、ひとり親家庭等生活支援事業（実施・変更）決定通知書（第 4号様式）により、却下した場合は、ひとり親家庭等生活支援事業利用申込却下通知書（第 5号様式）により当該申込者に通知するものとする。

(利用期間等)

第10条 社会福祉事務所長は、事業の利用期間、利用回数、利用時間数（訪問から辞去まで、もしくは預かりの開始から終了までの実質的にサービスに要した時間数とする。）及びサービス内容は、世帯の状況等を勘案のうえ、次の各号の範囲内で決定するものとする。

- (1) 第 4条第 1項第 1号に規定する世帯については、1回の利用について実利用日数を通算して10日を超えない期間内で、週 6日、1週当たり延べ18時間を限度とする。ただし、社会福祉事務所長が特に必要であると認めたときは、実利用日数を通算して30日を超えない期間の範囲で延長できるものとする。
- (2) 第 4条第 1項第 2号及び第3号に規定する世帯については、当該期間内で、週 6日、1週当たり延べ18時間を限度とする。

2 1日当たりの利用回数及び利用時間は、原則として、次のとおりとする。

- (1) 利用回数 1日当たり 1回
 - (2) 生活援助の利用時間（時間単位で決定するものとする。） 原則として午前 8時から午後 8時まで（日曜日の利用時間は、午前 9時から午後 5時まで）の時間帯で、1日当たり 3時間以内
 - (3) 子育て支援の利用時間（時間単位で決定するものとする。） 原則として午前 8時から午後10時までの時間帯で、1日当たり 2時間以上
- 3 利用日は、1月 1日から同月 3日及び12月31日を除く日とする。

（利用内容の変更・廃止）

- 第11条 第 9条の規定により、利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、第 7条第 1項により行った申込の事項に変更が生じたとき又は事業の利用を廃止する必要があるときは、速やかにひとり親家庭等生活支援事業変更申請書兼廃止等届出書（第 6号様式）を社会福祉事務所に提出するものとする。
- 2 社会福祉事務所長は、第 9条により決定した利用内容に変更が必要と認めるときは、ひとり親家庭等生活支援事業利用（実施・変更）決定通知書により、利用の廃止が適当と認めるときは、ひとり親家庭等生活支援事業（廃止・取消）決定通知書（第 7号様式）により当該利用者に通知するものとする。

（取消）

- 第12条 社会福祉事務所長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、利用を取り消すことができるものとする。
- (1) この要綱に違反したとき。
 - (2) 偽りその他不正の手段で利用の決定を受けたとき。
 - (3) 家庭生活支援員に対して非行があったとき。
 - (4) 前日又は当日の利用取下げを繰り返し行っており、事業の実施に支障をきたしているとき。
 - (5) その他社会福祉事務所長が利用を不適當と認めたとき。
- 2 社会福祉事務所長は、前項により利用を取り消した場合は、ひとり親家庭等生活支援事業（廃止・取消）決定通知書により、当該利用者に通知する。

（費用負担）

- 第13条 利用者は、別表 1に定める基準により、事業の利用に要した費用の一部を負担するものとする。
- 2 社会福祉事務所長は、利用者又は利用者の民法（明治29年法律第89号）第 877条第 1項に定める扶養義務者で利用者と生計を同じくするものの前年分（1月から10月までの利用にかかる決定は、前々年分）の所得に応じて、利用者の費用負担区分を決定するものとする。
- 3 費用の負担額は、前項により決定された自己負担額（1時間あたり）に 1か月間に利用した総時間数（1時間未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）を乗じて得た額とする。
- 4 事業者は、前項の負担額を利用者から徴収するものとする。

（実績報告）

- 第14条 事業者は、ひとり親家庭等生活支援事業利用実績報告書（第 8号様式又は第 8号

様式の2)により毎月10日までに前月分を名古屋市長あて報告するものとする。

(委託料の請求及び支払い)

第15条 名古屋市長は、別表 2に定める委託料基準単価（1時間あたり）に1か月間の総利用時間数（30分未満の端数はこれを切り捨て、30分以上の端数はこれを切り上げるものとする。）を乗じて得た額と第13条第 3項の利用者負担額との差額を、委託料として、事業者を支払うものとする。

2 事業者は、前項に規定する委託料について、ひとり親家庭等生活支援事業委託料請求書（請求事務を委任している事業者は第 9号様式又は第 9号様式の2、請求事務を委任していない事業者は第10号様式又は第10号様式の2）により、毎月末日までに、前月分を請求するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、前年度の利用実績が1,000時間以上の事業者については、概算払いにより委託料の支払いができるものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は子ども青少年局長が定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年 4月 1日から施行する。
- 2 名古屋市家事介護サービス事業実施要綱は廃止する。
- 3 この要綱の施行日において、この要綱による廃止前の名古屋市家事介護サービス事業実施要綱（以下「旧要綱」という。）第 4条第 1項第 1号及び第 2号に該当する者で、同要綱第 6条に基づく申込をしているものは、この要綱第 7条の規定に基づき申込をしているものとみなす。
- 4 この要綱の施行日において、旧要綱第 4条第 1項第 1号及び第 2号に該当する者で、同要綱第 7条第 2項に基づく決定を受けているものは、この要綱第 9条の規定に基づき、決定を受けているものとみなす。
- 5 この要綱の施行日において、旧要綱第 4条第 1項第 1号及び第 2号に該当する者で、同要綱第 8条の 2第 1項に基づく申請及び届出をしているものは、この要綱第11条第 1項の規定に基づき申請及び届出をしているものとみなす。
- 6 この要綱の施行日において、旧要綱第 4条第 1項第 1号及び第 2号に該当する者で、同要綱第 8条の 2第 2項に基づく決定を受けているものは、この要綱第11条第 2項の規定に基づく決定を受けているものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年 7月 1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の名古屋市ひとり親家庭等家事介護サービス事業実施要綱（以下「新要綱」という。）第15条第 3項に定める前年度の派遣実績には、この要綱による改正前の名古屋市ひとり親家庭等家事介護サービス事業実施要綱附則第 2項により廃止した名古屋市家事介護サービス事業実施要綱に基づき実施された派遣実績を含むものとする。
- 3 新要綱別表 1の規定は、平成16年 7月分利用者負担額から適用し、同年 6月分以前の利用者負担額については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年 4月 1日から施行し、この要綱による改正後の名古屋市ひとり親家庭等家事介護サービス事業実施要綱（以下「新要綱」という。）第 3条の規定は、平成18年 8月 1日から適用し、新要綱第14条及び第16条の規定は、平成18年 4月 1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年 4月 1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の名古屋市ひとり親家庭等家事介護サービス事業実施要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている申込書等は、この要綱による改正後の名古屋市ひとり親家庭等家事介護サービス事業実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて交付されている通知書は、新要綱の規定に基づいて交付されたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成23年 4月 1日から施行し、この要綱による改正後の名古屋市ひとり親家庭等家事介護サービス事業実施要綱別表 2の規定は、平成23年 4月分の委託料から適用し、同月分以前の委託料については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行し、この要綱による改正後の名古屋市ひとり親家庭等家事介護サービス事業実施要綱（以下「新要綱」という。）第14条の規定は、平成26年 5月 1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年10月 1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の名古屋市ひとり親家庭等家事介護サービス事業実施要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている申込書等は、この要綱による改正後の名古屋市ひとり親家庭等生活支援事業実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて交付されている通知書は、新要綱の規定に基づいて交付されたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年10月 1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の名古屋市ひとり親家庭等生活支援事業実施要綱の規定のうち第16条から第21条までの規定は、平成28年12月31日までに申請があったものに限り、平成28年 8月分利用者負担額から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の名古屋市ひとり親家庭等家事介護サービス事業実施要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている申込書等は、この要綱による改正後の名古屋市ひとり親家庭等生活支援事業実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて交付されている通知書は、新要綱の規定に基づいて交付されたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3年 4月 1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の名古屋市ひとり親家庭等生活支援事業実施要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている申込書等は、この要綱による改正後の名古屋市ひとり親家庭等生活支援事業実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて交付されている通知書は、新要綱の規定に基づいて交付されたものとみなす。

附 則

この要綱は、令和 3年 7月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4年 4月 1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5年 4月 1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の名古屋市ひとり親家庭等生活支援事業実施要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている申請書等は、この要綱による改正後の名古屋市ひとり親家庭等生活支援事業実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7年 4月 1日から施行する。
- 2 この要綱による施行の際現にこの要綱による改正前の名古屋市ひとり親家庭等生活支援事業実施要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている申込書等は、この要綱による改正後の名古屋市ひとり親家庭等生活支援事業実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて交付されている通知書は、新要綱の規定に基づいて交付されたものとみなす。

附 則

この要綱は、令和 7年 8月 1日から施行する。

別表 1

区 分		利用者負担額（1時間当たり）	
		生活援助	子育て支援
A	生活保護世帯又は支援給付受給世帯（単給世帯を含む。）	0 円	0 円
	当該年度分（4月から10月までの利用にあっては前年度分）の市町村民税非課税世帯（利用申込までに市町村民税の全額免除があった場合を含む。）		
B	A階層以外で前年（1月から10月までの利用にあっては前々年）の所得が児童扶養手当支給水準の世帯	1 5 0 円	7 0 円
C	A及びB階層以外の世帯	3 0 0 円	1 5 0 円
備考1 支援給付受給世帯とは、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）による支援給付を受けている者の属する世帯をいう。			
備考2 子育て支援を利用する場合の利用者負担額について、同一世帯に属する児童が2人以上利用する場合については、2人目以降の児童につき、それぞれ子育て支援欄に掲げる利用者負担額に0.5を乗じて得た額を加算した額とする。（10円未満切捨て）			

別表 2

生活援助における委託料基準額（1時間当たり）	2, 7 8 4 円
子育て支援における委託料基準額 （児童 1人 1時間当たり）	午前 9時から午後 6時まで 1, 3 5 0 円 上記以外の時間 1, 6 8 0 円